

2021年4月5日

各位

興和株式会社

**高コレステロール血症治療剤「リバロ」の特許権侵害に対する
損害賠償請求訴訟の提起について**

興和株式会社（本社：名古屋市中区、社長：三輪芳弘、以下「興和」）は、興和が保有する高コレステロール血症治療剤「リバロ錠」（一般名：ピタバスタチンカルシウム、以下「リバロ」）に係る医薬特許（特許第 5190159 号、以下「本件特許」）の侵害に対する損害賠償請求訴訟を、「リバロ」の後発医薬品である『ピタバスタチン Ca・OD 錠 1mg/2mg/4mg 「トーワ」』を製造販売する東和薬品株式会社に対し、2021年3月30日付で東京地方裁判所に提起いたしました。

■訴訟内容

- 東和薬品株式会社による本件特許の侵害行為に対する損害賠償請求
- 請求金額：56 億 1,814 万円

2018年4月から2019年3月までの1年間における東和薬品株式会社の『ピタバスタチン Ca・OD 錠 1mg/2mg/4mg 「トーワ」』販売分に関して

■経緯

- 興和は、2015年10月30日付にて東和薬品株式会社に対し、本件特許の侵害を理由として『ピタバスタチン Ca・OD 錠 4mg 「トーワ」』の製造販売の差し止めを求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、東京地方裁判所は興和の請求を全面的に認める判決を下しました。その後、東和薬品株式会社による知的財産高等裁判所への控訴は棄却され、さらに東和薬品株式会社による最高裁判所への上告受理申立は不受理となり、製造販売の差し止め判決は確定しました。
- 興和は、上記の製造販売差止請求訴訟に加えて、これまで東和薬品株式会社に対して、同社の『ピタバスタチン Ca・OD 錠 1mg/2mg/4mg 「トーワ」』の販売により損害を受けたとして、同製品の販売開始時期（2013年12月）から2018年3月末日までの期間における同製品の販売分に関して131億9,303万0,400円の損害賠償請求訴訟を提起しており、今回の提訴により、興和から東和薬品株式会社への損害賠償請求額は総額で188億1,117万0,400円となります。

■リバロについて

「リバロ」は、強力な LDL コレステロール低下作用を示す HMG-CoA 還元酵素阻害剤としてストロングスタチンに位置づけられ、その優れた脂質異常改善効果以外に数多くの知見により、長期使用での安全性、薬物相互作用発現の低減、糖尿病合併時の有用性等が確認され、日本国内をはじめ海外でも多くの脂質異常症患者向けに処方されています。

以上

 興和株式会社	広報部（東京）	東京都中央区日本橋本町 3-4-14 TEL : 03-3279-7392
	本店（名古屋）	名古屋市中区錦 3-6-29